

消費税率引き上げに伴い 令和元年10月1日から 一般廃棄物処理手数料が改定になります

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、市民・事業者の皆様が、直接、本市のごみ処理施設（南部クリーンセンター、西部クリーンセンター）に可燃ごみなどを搬入される場合に御負担いただいております処理手数料が、令和元年10月1日から改定になります。

改定後の料金

区分	重さ	改定前	改定後
燃やせるごみ 破碎ごみ 臨時・粗大ごみ	100kg までのもの	1,600円	1,620円
	100kgを 超えるもの	1,600円に 20kgまでごとに 320円を加算	1,620円に 20kgまでごとに 320円を加算
缶・びん・ ペットボトル (南部クリーン センターへの搬 入)	100kg までのもの	1,180円	1,200円
	100kgを 超えるもの	1,180円に 20kgまでごとに 230円を加算	1,200円に 20kgまでごとに 240円を加算
犬・猫等の死体(1体につき)		600円	610円

【お問い合わせ先】

高松市環境局環境総務課	電話	087-839-2388
高松市南部クリーンセンター	電話	087-890-2190
高松市西部クリーンセンター	電話	087-885-2727

